素案（未定稿）
〈R8.11 パブリックコメント〉

育てよう！
たくましく　未来へ羽ばたく
香春っ子

－香春町教育大綱－
－第4期香春町教育振興基本計画－

写真掲載
（１２月撮影予定）

令和9年3月
香春町教育委員会

はじめに

近年、少子高齢化やAIなどの技術革新、世界情勢の不安定化や地球規模の課題、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化など、社会は大きく変化しています。

こうした将来の予測が困難なVUCA*の時代と言われる中、国は令和5年6月に第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）を閣議決定しました。この計画では、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング(16ページ参照)の向上」をコンセプトとし、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針と16の教育政策の目標を定めています。

今後は、変動性・不確実性・複雑性・曖昧性（VUCA）に加え、脆さ・不安・非線形・不可解（BANI*）の時代とも指摘され、これまで以上に流動性が高まる状況の中、これからの我が国を担う子どもたちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることとなります。国はそうした状況を見据えた、第5期教育振興基本計画（計画期間：令和10年度～令和14年度）を策定しています。

福岡県においては、令和4年3月に学校教育振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点施策等「福岡県学校教育振興プラン」を改定し、次代を担う「人財」育成の基盤となる学校教育について、その振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策等を示しています。

これらの趣旨を踏まえ、香春町では、令和9年度から13年度までの5年間に取り組むべき教育施策を示した第4期香春町教育振興基本計画を策定しました。

本計画に基づき教育施策を推進していくにあたっては、学校や教育委員会をはじめとして、家庭・地域など多様な主体がそれぞれの役割と責任を理解し、連携・協力のもとに取り組んでいくことが不可欠です。引き続き、更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、香春町教育振興基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた多くの皆様方に心よりお礼を申し上げます。

令和9年3月　　香春町教育委員会

目次

第1章　香春町教育振興基本計画の策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1

2　計画の位置づけ 1

3　計画の対象・期間 2

第2章　香春町の教育を取り巻く現状と課題 3

1　教育を取り巻く動き 3

2　第3期計画の総括（成果と課題） 6

第3章　香春町が目指す教育の姿 13

1　基本理念と基本目標 13

2　各主体の基本的な役割 15

3　計画推進にあたっての共通の視点 16

第4章　今後5年間で実現を目指す重点目標 17

1　施策の基本的な方向性 17

2　基本的な方向性ごとの施策 18

〈基本的な方向性1〉子どもたち一人一人が主体的に学び、考え、行動し、社会の持続的な発展に向けて学び続ける力の育成 18

〈基本的な方向性2〉誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進 27

〈基本的な方向性3〉地域全体で共に学び、子どもたちの成長を支える環境の整備 29

〈基本的な方向性4〉生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備 33

第5章　計画の推進 40

1　計画の周知・情報発信 40

2　連携・協働による計画の推進 40

3　進捗状況の点検・評価 40

用語解説 41

資料編 48

1　基礎データ 48

2　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価 51

3　香春町教育振興基本計画策定委員会に関する規則・策定委員 55

本計画中「*」と表記されているものは、41ページ以降の「用語解説」を参照

第１章 香春町教育振興基本計画の策定にあたって

１ 計画策定の趣旨

香春町では、本町における教育振興のための施策に関する基本計画を、平成２４年に「香春町教育振興基本計画」として策定しました。

その後、平成29年に第2期、令和3年に第3期の基本計画を策定し、本町教育の基本理念の実現を目指し、当該計画に基づき様々な施策に取り組んできました。

この間の社会状況を見ますと、ICT技術の進展と並行してグローバル化が急速に進み、人々の価値観や文化・生活様式の多様化等、社会の複雑化が進行しています。

一方、地域においても少子高齢化、家庭の教育力の低下、地域コミュニティ*の希薄化等多くの課題が山積し、本町を取り巻く教育環境も大きく変化してきました。

また、世界的には国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、その実現を目指した取組が進められています。特に、地球温暖化をはじめ、食料・エネルギー問題等の地球環境問題が深刻化する中、子どもたちや住民が環境についての理解を深めるとともに自然や命を大切にする心を育む教育や取組の重要性が叫ばれています。

こうした社会の急速な変化や諸問題に対応し、自らの力で生きがいや潤いのある人生を切り拓いていくことができる人づくりのため、また、そうした人々が生活する平和な社会を実現するためには、教育の果たす役割は大変重要であると考えます。

このような教育を取り巻く地域社会の動向やこれまでの成果と課題を踏まえ、一人一人が持続可能な社会の担い手となり、多様な個人それぞれと地域や社会が幸せや豊かさを感じるウェルビーイングの実現を目指して、令和9年度から令和13年度までの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、その実現に向けて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協働し、本町教育の一層の推進を図るため「第4期香春町教育振興基本計画」を策定します。

２ 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけます。

また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいた総合教育会議による本町の施策と通底しているので、香春町教育大綱を兼ねるものとします。

なお、香春町では、まちづくりの総合的な指針として「第5次香春町総合計画後期基本計画」（令和9年3月策定）を定めています。

本計画は、この総合計画と連動し、香春町の教育に関する部門別計画として位置づけて整合性を図るとともに、子どもや保健・福祉など本計画と関連する各分野の個別

計画や施策と連携を図りながら、政策を推進していきます。

3 計画の対象・期間

本計画の対象は、香春思永館を中心とした学校教育及び生涯学習・社会教育を対象範囲とし、子どもたちを取り巻く家庭・地域、それを支援する行政を含めた教育に関わる取組とします。

また、計画期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とし、教育関係法令の改正や社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行うこととします。

第２章 香春町の教育を取り巻く現状と課題

１ 教育を取り巻く動き

（１）少子高齢化

香春町は昭和31年に香春町、勾金村、採銅所村が合併し、現在の香春町となりました。本町の人口は、昭和60年国勢調査の15,245人から減少を続けており、令和7年は9,332人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計においても、この減少傾向が続くと推計されています。

年齢区分別人口の推移をみると、老年人口は増加が進んでおり、令和7年の高齢化率は44.0%となっています。今後の人口推計では、老年人口は微減傾向に転じる見込みとなっています。

生産年齢人口は、減少が著しく、今後もさらに減少が進むと推計されており、町内の労働力の不足、地域の担い手不足などの課題が懸念されます。年少人口は微減が続いており、今後も同様の微減傾向が進むと推計されています。

児童生徒数についても減少が進んでおり、このまま推移した場合には令和13年度には500人程度まで減少すると予測されています。

このように少子高齢化が進む中、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。

（２）香春思永館

本町では、令和3年4月に町内4小学校および2中学校を統合し、9年制（前期課程1～6 年生、後期課程7～9年生）の義務教育学校「香春思永館」を開校しました。

かつて多くの有能な人材を輩出した小倉藩校「思永館」の歴史と伝統を継承する校名には、子どもたちが長く学び続け、自ら未来を切り拓く力を育んでほしいという願いが込められています。

香春思永館では、施設一体型の教育環境と9年間の連続した学びの接続を最大限に活かし、一人一人の個性と能力を伸ばす教育を実践しています。福岡県教育委員会の研究指定を通じて培った「小中連携を生かした教科担任制の充実」と「協働的な学び」の先進的な研究成果を土台に、児童生徒の確かな学力と豊かな人間性を育んでいます。

さらに、高度情報化やグローバル化に対応する「ICT 教育」「英語教育」を強化するとともに、香春町の豊かな自然や文化を学ぶ「ふるさと教育」「キャリア教育」を推進し、郷土を愛し、社会に参画する人材を育成しています。

合わせて、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール*」の強みを生かし、学校・家庭・地域が一体となった「香春町みんなの学校」として、地域全体の教育力の向上と活性化の拠点となる学校づくりを推進しています。

（3）学力

香春町では、「全国学力・学習状況調査*」等の結果を踏まえ、変化の激しい社会を生き抜くために必要な資質・能力である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育成するための教育を推進しています。基礎的な「知識及び技能」を習得させるために、朝学習や補充学習、少人数習熟度別授業、放課後学習「まなびの寺子屋」、メディアセンター放課後活用事業等を行うとともに、「思考力、判断力、表現力等」と「学びに向かう力、人間性等」を育成するために、「対話的な学び」と「振り返り活動」を取り入れた授業づくりや「学びを調整する力」「協働する力」等の非認知能力の育成に取り組んでいます。

また、「香春思永館」の特色を活かし、義務教育における9年間の一貫した教育課程を編成し、系統的な指導をしています。特に、香春町の歴史や産業等を異学年合同で学ぶ「ふるさと教育」や町内の事業所で学ぶ職場体験学習を地域と連携して取り組むことで、実践的な学力と郷土を愛する児童生徒の育成に努めています。

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）（16ページ参照）においては、「GIGAスクール構想*」による ICT 環境とデジタル技術を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するために1人1台端末（タブレット）を日常的に利活用しています。

今後も義務教育学校「香春思永館」の強みである特色あるカリキュラムや異学年交流による協働的な学びなど、9年間を見通した柔軟で一貫した教育を推進していきます。さらに、教育DXと有機的に掛け合わせることで、児童生徒が主体的に課題を見つけ、多様な他者と対話し、デジタルツールを活用して解決していく「未来社会を生き抜く力」を育成していきます。

（4）体力

香春町では、児童生徒の運動習慣の二極化が進んでいます。スマートフォンの普及やネットゲームの一般化により、放課後や休日に集まって外遊びをする機会やコミュニティが減少し、インドア派の児童生徒は、室内で座りがちな生活（スクリーンタイム）をすることが増えています。一方で、部活動や地域のスポーツクラブに所属している児童生徒は、運動習慣が定着し運動量も多く、体力格差が大きくなっています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」においても、「日常的に運動する子」と「体育の時間以外はほとんど運動しない子」の二極化が見られ、運動習慣が定着していない児童生徒に体力向上の意欲を持たせることが課題となっています。今後、学校において、運動に親しみ、体力向上を図るための「1校1取組」運動を推進するとともに、学校の部活動の地域展開*に伴う地域クラブ活動の環境づくりを進め、運動が苦手な児童生徒でも気軽に、かつ多様なスポーツに親しめる環境を地域全体で整備していく必要があります。

また、香春町学校給食献立委員会が実施している「香春町立香春思永館　食に関するアンケート調査結果（令和7年度）」では、朝食を毎日食べている児童生徒は、1・2 年生で 74%、3・4 年生で 78%、5・6 年生で 69%、7～9 年生で 71%となってお

り、朝食を毎日食べることが課題となっています。食育を通じて健康な体の土台をつくり、それが日々の運動や体力向上へとつながるよう就学前後を通じて、子育て支援部局、学校、学校給食センター等関係機関が連携して食育の取組を推進していく必要があります。

（5）基本的生活習慣や規範意識

少子高齢化、核家族化、過疎化、情報化といった社会の急激な変化を受け、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会におけるつながりの希薄化やコミュニティ意識の低下が顕著になっています。このような状況は、子どもたちの成長環境や家庭における子育てのあり方に大きな影響を与えています。

その結果、近年では基本的な生活習慣の定着、他者との円滑なコミュニケーション、自制心や規範意識の育成などが子育てにおける重要な課題となっています。

「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、全国と比較して、「朝食を食べていない」「睡眠時間が短い」「家でのパソコンやタブレットのインターネット利用時間が長い」児童生徒の割合が高いなど、基本的生活習慣の定着や規範意識の醸成に課題があります。

また、SNS*の普及によるネット上のモラルの低下や生活環境の急激な変化を背景に、人間関係の構築に困難さを感じ、不安やストレスを抱える児童生徒が増加し、いじめや不登校といった課題が依然として深刻化しています。香春町では、いじめを防止するために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に努めています。また、登校サポート教室を設置し、不登校児童支援員*を配置するなど不登校対策に取り組んでいます。今後も子どもたちが他者を尊重し、自律的に行動できるよう、基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成に向け、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援が求められます。

（6）学校・家庭・地域の連携

家庭は、子どもが基本的生活習慣や規範意識など生きていくうえで必要な知識や体験を得ることができ、また、自ら人生を切り拓いていくための職業観、人生観、創造力等の基礎を培うなど全ての教育の出発点で重要な場です。

しかし近年、社会の変化や核家族化、雇用環境の変化、少子化の影響などから、家庭の役割を幼稚園や学校に依存する傾向が強くなるなど、家庭における教育力が低下しています。そのような中、家庭を支援し、家庭の教育力を高めるために、学校・家庭・地域の連携による取組が必要不可欠となっています。

香春町においても、地域学校協働活動推進員を中心としながら、地域人材による様々な地域学校協働活動*が展開されています。地域住民等が放課後に前期課程児童の自学を見守る「まなびの寺子屋」や後期課程生徒の自学や学習支援を行う「メディアセンター放課後活用事業」、読書ボランティアによる読み聞かせやメディアセンター運営支援を行う「メディアセンター事業」、たけのこ掘りや田植え等の「ふるさと学習等

の体験活動」、不登校児童生徒の学級復帰を目的とした「登校サポート教室」などです。

今後も学校・家庭・地域が連携・協働し、教育活動や地域学校協働活動の更なる充実を図ります。

（7）地域

香春町には43行政区があり、地区公民館が45館設置されています。そこを拠点として、スポーツ・文化等の地区公民館活動や神幸祭、豊作を願う祭等の伝統的な行事など様々な活動が行われています。子どもたちは、様々な体験を重ねることで、自尊感情や自己肯定感、自他尊重の精神、さらには社会性を身につけ、そして、伝統文化の大切さを学び、郷土愛を育みながら、たくましく成長していきます。

しかし、都市化や少子化、核家族化等の進行は、地域の絆が強い香春町においても地域コミュニティの希薄化を招き、以前に比べると地域社会の変化やライフスタイルの多様化等により、子どもが大人とコミュニケーションをとる機会、また、人と人との交流の機会が少なくなっています。そして、子育て・教育を支える環境の弱体化や多くの知恵・文化の継承が困難になりつつあります。

地域を支え、発展させるのは、地域の人々の総合的な力であり、その礎となる地域コミュニティは、家庭教育を支え、そして、地域の教育力において重要な役割を担い、まちづくりの中心となる存在です。今後も、地域の教育力を高めるためのさらなる取組が必要です。

（8）生涯学習

香春町では、「香春町町民センター」や「フレッシュワークかわら」を中心とした社会教育施設で多種多様な講座や教室が行われています。その内容は、趣味や自己研さんなど様々な目的のもと、文化からスポーツに至るまで非常に多岐にわたります。

今後も、多様化する住民のニーズにあわせた学習内容の充実を図り、また、学習機会の拡大に向けて、指導者の人材・団体の育成が必要となっています。

2 第3期計画の総括（成果と課題）

第3期計画（令和4年度～令和8年度）では、基本理念である「たくましく生きる学力と体力を身につけ 他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる」の実現のため、様々な施策に取り組んできました。

各施策の取組はそれぞれ成果をあげていることから、第3期計画の基本理念、3つの基本目標及び4つの基本的な方向性については、一定の評価をすることができると考えています。

第3期計画の実績や国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、本町の第4期計画では、基本目標や基本的な方向性の見直しとともに、各施策の継続・充実や見直しを図ります。

〈基本的な方向性Ⅰ〉 幼児期における教育及び義務教育の充実を図る

① 幼児期における教育を推進する

「香春町こども食育指針」を策定し、親子食育講座の開催などの取組を行いました。

今後も関係者連携のもと、効果的な取組を推進していきます。

② 学力向上の取組を推進する

校内研修の充実、全国学力・学習状況調査等の結果による授業改善の取組、また、今日的課題や学校現場のニーズに沿った研修を実施してきたことで教員の指導力・授業力向上につながりました。

今後も教員の専門性や資質のさらなる向上を図ることができるよう、先進的な取組を行っている実践者等を招聘した研修等を行い、教員の意欲を高め、指導力の向上につながるように努めます。

③ 体力の向上と食育を推進する

体力の向上を目的として運動する児童生徒の育成を目指し、体育の授業や昼休みの運動など計画的に取組を進めていますが、運動に対する意識や運動習慣に課題があります。前期・後期課程ともに運動に親しみながら体力の向上につながる取組の重点化を図るとともに、学校の部活動の地域展開を進め、運動に親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。

食育については関係者連携のもと、「生きた教材」である学校給食の充実や地産地消、学校での授業や給食時間の取組により引き続き、食育を推進していくことが必要です。

④ 豊かな心や志を持ち、たくましく生きる心の教育を推進する

学校の全教育活動を通じて、豊かな人間性の育成に取り組みました。コミュニケーションを取りながら協働して課題を解決させることで自己肯定感や協調性の向上に努めました。また、総合的な学習の時間や特別活動の時間において、地域の方々とのふれあいの中で体験活動を行うことで郷土愛や仕事に対する誇りを感じることができました。

今後も地域の方々の学校行事への参画、協力をいただきながら、学校と連携して児童生徒の心の成長につなげていく必要があります。

⑤ 特別支援教育*の充実を図る

特別支援学級における学習支援や自立支援の充実を図るために人的・物的支援を行いました。今後も全教職員で児童生徒に関する情報交流を行いながら、個の発達特性を理解し、合理的な配慮や適切な支援が可能となるよう、学校管理職、特別支援教育コーディネーター*と連携して取り組んでいく必要があります。

⑥ 国際的コミュニケーション能力の育成を図る

県関係機関の紹介を受け、台湾の中学生との交流授業や英語を活用した国際交流を行いました。この取組を契機に海外とのオンライン交流を行うことができました。

今後もこの取組が児童生徒の国際的コミュニケーション能力の育成につながり、効果的・継続的なものとなるよう、学校や関係機関・団体と連携して充実させていくことが必要です。

⑦ 今日的な課題に対応する実践力を養う

前期・後期課程ともに情報教育に関しては、タブレット等機器の活用状況や学習活動時の情報処理や正しい活用ができるよう、継続して規範教育や情報モラル教育の取組が必要です。

キャリア教育に関しては、各学年の発達段階に応じて働くことの大切さや集団・社会とのつながり、将来の生き方等に関しての体験活動を実施しました。

一定の成果がありましたが、今後も児童生徒への情報モラル教育の強化やキャリア教育の取組を計画的に推進していくことが必要です。

⑧ 信頼される学校づくりを推進する

コミュニティ・スクールとして開校以来、地域から信頼される学校づくりを進め、学校行事への地域住民の参加促進、児童生徒による地域貢献活動など様々な取組を行ってきました。

今後もさらに、学校・地域・家庭との連携した取組を積極的に推進し、児童生徒が安心して登校できる学校づくりに努め、地域からの信頼が高まっていくよう取り組んで行く必要があります。

⑨ 教育の機会均等を確保する

スクールソーシャルワーカー*の活用や関係機関との連携による支援、育英資金貸与事業及び給付型奨学金事業により就学支援の充実を図りました。

今後も継続した就学保障の取組が必要です。

〈基本的な方向性2〉 学校・家庭・地域の連携協力により
心豊かな子どもたちの育成を図る

① 学校・家庭・地域の連携・協働を推進する

放課後学習や読み聞かせ、地域人材を活用した様々な体験活動、不登校児童生徒支援などの各種取組を通じて、学校・家庭・地域の連携協力を推進することができました。

一方で高齢化や人口減少の影響により、学校支援に携わるボランティア人材が不足しており、より一層、地域社会全体で子どもたちを育む体制や仕組みづくりを進めていくことが必要です。

② 子どもたちの読書活動を推進する

乳幼児世帯へのブックスタートキット配布*、香春思永館メディアセンターへの図書司書の配置や同メディアセンターを拠点とした学校での日常的な読み聞かせ活動の実施、香春町図書室への図書司書の配置や同図書室での読み聞かせイベントの実施など充実した取組を行うことができました。

こうした取組には読書ボランティアの存在が不可欠であり、今後も引き続き読書ボランティアとの連携、協働を更に充実していくことが必要です。

③ 郷土の伝統文化・文化財を継承する

学校と連携して前期課程児童に対し、盆踊りや郷土に関する学習を行いました。

教職員に対しては、夏休み時に町内史跡巡りや郷土の文化財等に関する研修を行いました。

子どもたちへ伝統文化や文化財の大切さを伝えていくために、今後も継続した取組が必要です。

④ 家庭・地域の教育力の向上を支援する

学校における家庭教育に関連するパンフレット配布などの啓発活動や放課後学習事業の充実、不登校児童生徒支援、田川郡社会教育振興協議会*による家庭教育支援講演会の開催などの取組を行いました。

今後は子育て支援部局など関係機関と連携した取組を強化する必要があります。

〈基本的な方向性3〉 生涯学習社会の実現を目指す

① 生涯学習に関する住民ニーズを把握し、事業を体系化し実施する

陶芸教室や英語教室、そば打ち道場、パソコン教室、スマートフォン講座など様々な講座の開催、施設使用料の減免など、文化連盟*をはじめとする各種サークル活動の支援に取り組みました。

一方でサークル活動はメンバーの固定化、高齢化が進んでおり、今後も継続した取組に加え、講座の拡充や内容検討、新たなサークル活動やそれを担う人材の育成に取り組んでいく必要があります。

② 生涯学習の成果を社会に還元する体制を整備する

生涯学習・社会教育に関連する事業やイベント、地域学校協働活動を通じて、各種サークルやスポーツ団体、地域ボランティア等が地域や学校で活躍する場を提供することができました。

一方で高齢化や人口減少により、そうした活動の担い手の減少が危惧されており、新たな人材の発掘、育成が必要です。

③ 施設整備と利用促進を図る

香春町町民センターなど社会教育施設の適切な維持管理や設備の更新を図るとともに、社会教育関係団体等の利用促進を図るため、施設使用料の減免などに取り組みました。

一方で施設の老朽化や物価高騰が進んでおり、大規模な施設改修や施設使用料、減免制度など受益者負担の見直しを検討していく必要があります。

④ 地区公民館活動を活性化する

スポーツ大会の開催や活動の礎となる地区公民館の改修補助、空調設置助成などの支援に取り組みました。

しかしながら、高齢化や人口減少により活動の継続が難しくなっている地区もあり、これまでの地区公民館活動の活性化に引き続き取り組みながら、校区単位での活動再編や高齢者でも参加しやすい活動の企画、提案についても検討していく必要があります。

⑤ 青少年の育成を推進する

青少年育成町民会議*・子ども会育成会連絡協議会*等と連携し、ジュニアリーダー研修、すこやかマラソン大会、少年の主張大会などを実施した他、スポーツ文化教室、芸術文化鑑賞事業を実施しました。また、町民会議と青少年補導員が同行し、月1回の夜間見回り活動を実施し、有害図書をはじめとする関連物品の排除や青少年の夜間行動に対する抑制に貢献しています。

学社連携事業*では、町民ホール芸術文化事業、また、文化庁の「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」を開催しました。

青少年育成に関する事業の推進などについては、香春町子ども会育成会連絡協議会および香春町青少年育成町民会議と継続して連携を行っています。

今後も、青少年育成町民会議や子ども会育成会の活動を活性化し、子どもたちへの体験活動を推進して、青少年の育成に取り組んでいく必要があります。

⑥ 読書のまちづくりを推進する

乳幼児世帯へのブックスタートキット配布、町民センター図書室や香春思永館メディアセンターへの司書の配置や蔵書の計画的な充実、読書ボランティアの協力による学校での読み聞かせ活動など、読書活動の推進を図ることができました。

今後も引き続きサービス向上や利用促進に努めるとともに、読書活動の推進に寄与する取組の企画・立案・実施を検討していくことが必要です。

⑦ 伝統文化の保存・文化財の整備とその活用を推進する

定期的に文化財の点検・清掃作業を行うとともに年2回、文化財保存協議会を開催し、文化財の適切な取り扱いについて話し合いを行いました。活用の推進については、

地域団体が企画する史跡巡りや研修会の運営の支援を行い、今後も継続していきます。また、香春町歴史資料館の特別企画展・講演会の開催、文化財のSNSや香春町公式ホームページを活用した周知、文化財の点検・清掃作業、ボランティアガイドへの研修等に取り組みました。今後も継続した取組が必要です。

⑧ 文化・芸術の振興を図る

香春町文化連盟と連携し、令和万葉の集いの開催、ふるさと香春夏・秋まつりの取組などを実施しました。また、町の事業として、芸術文化鑑賞事業や芸術文化であい事業*を実施しました。

今後も町民が文化や芸術に親しむことができるよう継続した取組が必要です。

⑨ スポーツ環境を整備する

総合型地域スポーツクラブ*「スポーツクラブかわら」の活動支援を行い、スポーツ教室や講演会、イベントを実施しました。また、年齢や性別に関わらず誰もがスポーツを体験できるよう、ニュースポーツなどを活用したスポーツフェスタを開催し、地域住民同士の交流の場にもなりました。今後も継続していきます。

⑩ 人権・同和教育を推進する

香春思永館の教職員、行政職員、関係機関・団体等が連携・協力しながら、学校教育と社会教育における人権・同和教育を効果的に推進することができました。

今後も関係機関との継続したさらなる連携強化が必要です。

⑪ 地域間交流を推進する

歴史資料館の企画展、ふるさと香春秋まつりに伴う演芸発表や体育館での展示を実施することで、本町の歴史や文化、各関係サークルの活動についてPRを行いました。

今後は、PR方法を検討し、取組を推進していく必要があります。

〈基本的な方向性4〉 安全・安心な教育環境を整備する

① 安全・安心な教育環境づくりを推進する

危機管理マニュアル・地域安全マップの見直し、香春町地域ぐるみの学校安全推進委員会の開催、防災無線・見守りパトロールの実施やスクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の支援体制を整備し、児童生徒へのきめ細かなケアを行いました。

今後も継続した取組を行い、安全・安心な教育環境づくりを推進していく必要があります。

② 安全・防災教育を推進する

児童生徒の安全を確保するため、各関係機関・団体と連携して取組を進めました。

学校安全推進委員会の開催及び登下校時のボランティアによる見守り活動の拡充など、児童生徒の見守り活動を継続しました。

今後も取組を継続するとともに、学校と協働して取り組んでいく必要があります。

③ 学校教育施設の整備充実と環境美化を推進する

施設・設備等の安全点検は、学校で定期的に行い、児童生徒の安全性の確保に取り組みました。また、校内や校区地域の清掃活動、美化運動に取り組みました。

今後も継続した取組が必要です。

第３章 香春町が目指す教育の姿

Ⅰ 基本理念と基本目標

第2章における香春町の教育の現状と課題を踏まえ、変化の激しい時代において、子どもたちが主体性を持ちながら、自ら学び、考え、行動し、充実した人生を生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体力」の知・徳・体を基盤とする「生きる力」を身につけていくことが重要です。

そして、よりよい社会を創る観点からも、生涯にわたる教育が果たす役割は大きく、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの最善の利益を考え、社会全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく必要があります。

香春町では「たくましく生きる学力と体力を身につけ　他人を思いやり　郷土を愛する子どもたちを育てる」ことを教育の基本理念とし、その具現化に向けて、〈香春町の子どもたちに身につけてほしいこと〉を4つ掲げ、その実現のため、3つの基本目標のもと、第4章に掲げる今後5年間の4つの基本的な方向性により具体的施策に取り組んでいきます。

第4期香春町教育振興基本計画の体系図

基本理念

たくましく生きる学力と体力を身につけ
他人を思いやり　郷土を愛する子どもたちを育てる

香春町の子どもたちに身につけてほしいこと

たくましく生きる学力と体力
自他を尊重し、助け合い、共に生きる心
志をもち、生涯にわたり主体的に学ぶ意欲
まちの伝統文化を守り伝え、新たなものを創造する力

基本目標

1. 自他を尊重し、自立して社会で生きていくための基礎的・基本的な能力を育てます
2. 学校・家庭・地域が連携し共に学び、社会全体で教育の向上に取り組みます
3. 一人一人が輝きながら、生涯にわたって学び、主体的に社会参画する力を育てます

基本的な方向性

1. 子どもたち一人一人が主体的に学び、考え、行動し、社会の持続的な発展に向けて学び続ける力の育成
2. 誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域全体で共に学び、子どもたちの成長を支える環境の整備
4. 生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備

計画推進にあたっての共通の視点

Well-being（ウェルビーイング）
教育DX（デジタルトランスフォーメーション）

各方向性ごとの施策

2 各主体の基本的な役割

香春町の教育の基本理念に基づく3つの基本目標を達成するため、学校・家庭・地域・行政が担う基本的な役割は次のとおりです。

① 学校の役割

学校は、教育活動の中心です。たくましく、心豊かに生きていくことのできる子どもたちを育成する役割を担っています。

教員は、子どもたちの成長にとって、大きな影響を与える存在です。そのため、自らの崇高な使命を深く自覚し、教育への情熱と子どもたちへの愛情を備え、子どもや家庭・地域から信頼され、常に高い倫理観と指導力・教育力を持って指導にあたらなければなりません。また、学校は、家庭・地域との連携を深めていけるよう、開かれた学校を目指す必要があります。

② 家庭の役割

家庭は、子どもの心の安らぎの場であるとともに、基本的生活習慣や規範意識、自律心を育み、子どもが心身の調和をもって成長していく場として第一義的責任を負う最も重要な存在です。

保護者は、学校・地域と連携しながら、あらゆる面において、子どもたちを愛情を持って育成する役割を担っています。

③ 地域の役割

地域は、地域コミュニティを中心に、子どもたちが異年齢と触れ合い、学校や家庭では得られない貴重な体験や大人からの知識や経験を得る重要な場です。子どもたちはそこで、自己肯定感や自尊感情、社会への参画意識等を高めて、たくましく成長していきます。

地域は学校・家庭と連携協力し、子どもたちを育んでいく必要があります。

また、地域は生涯にわたって学び、自己の向上を目指す生涯学習の場として重要な役割を担っています。

④ 行政の役割

行政は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たせるように、施策を総合的・体系的に推進していきます。学校に対しては、教員の指導力・教育力向上のため、教職員の働き方改革をふまえた学校支援や研修を実施し、また、施設の環境整備などに努めます。子どもたちの生きる基盤となる家庭に対しては、子どもたちが生きていくうえでの基礎的・基本的な力を身につけることができるよう、家庭の教育力の向上を支援していきます。また、地域に対しては、地域の教育力の基盤である地域コミュニティが活性化するよう支援していきます。

3 計画推進にあたっての共通の視点

4つの基本的な方向性に基づき、具体的に各施策を推進していくにあたり、特定の分野に限らず、これからの時代において求められる視点として「Well-being（ウェルビーイング）」と「教育DX（デジタルトランスフォーメーション）」が挙げられます。

① Well-being（ウェルビーイング）

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものとされています。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

国の第4期教育振興基本計画では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられており、その要素としては、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現などが挙げられ、これらについて、教育を通じて向上させていくことが重要とされています。

この考え方は、本町の教育を進めていくうえでも重要であり、子どもの権利が尊重され、子どものウェルビーイングを向上させるという視点を常に意識する必要があります。子どものウェルビーイングを高めるためには、教員のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教員のウェルビーイングを高める場となることが求められます。また、子どもたち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められています。

② 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指します。

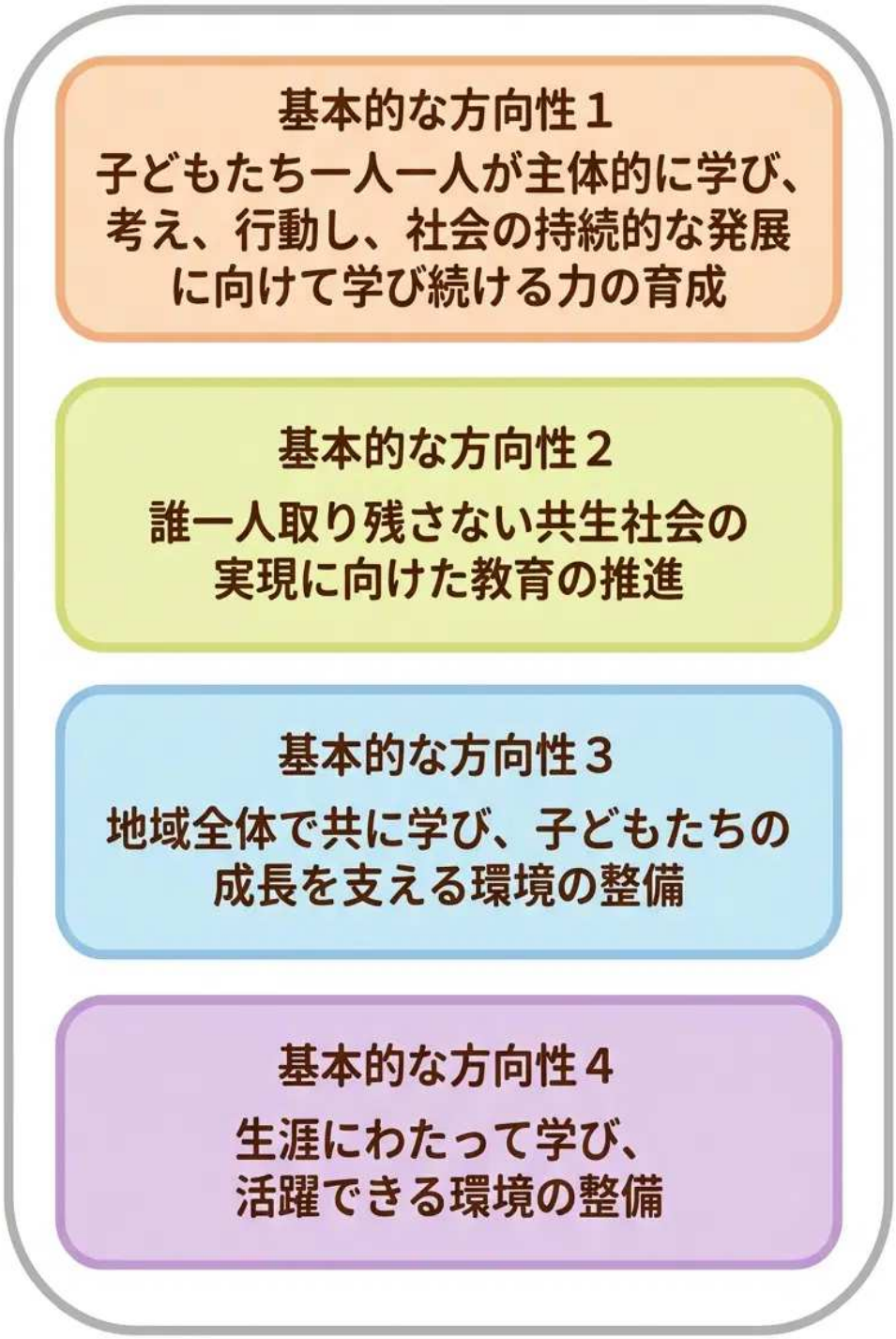
教育DXでは、子どもたちの教育の質の向上や、困難を抱える子どもの支援、教員業務の適正化・効率化など様々な場面においてデジタル化することで、よりよい効果や新たな価値を見出すことができないかという意識を持つことが必要です。

なお、デジタルの活用とともに、対面による授業や体験活動の充実も教育において不可欠であり、学習段階や学習場面、一人一人の状況に応じて、これらを最適に組み合わせて、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められます。

第４章 今後５年間で実現を目指す重点目標

Ⅰ 施策の基本的な方向性

第3章で掲げた香春町の教育の基本理念と3つの基本目標を踏まえ、今後5年間に取り組むべき教育施策の基本的な方向性として、次の4つを掲げます。



2 基本的な方向性ごとの施策

〈基本的な方向性1〉
子どもたち一人一人が主体的に学び、考え、行動し、社会の持続的な発展に向けて学び続ける力の育成

香春町では、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果から、学力・体力の向上を最重点課題としながら、基本的生活習慣や規範意識の確立に取り組んでいきます。

そのため、国及び県の基本計画を参酌し、また、本町の第3期計画の成果と課題を踏まえて、町独自の取組を幼児期における段階から実施していきます。

また、子どもたちが学校で充実した教育を受けるためには、学校を中心とした安全・安心な環境を整備することが重要です。

近年は記録的な集中豪雨や台風、地震など多種多様な自然災害が頻発するようになり、大きな被害をもたらしています。一方、登下校時における交通事故や不審者・変質者による事件等も多く発生しています。

こうしたあらゆる災害への対応（危機管理）は、最重要課題です。今後も防犯、防火・防災体制の整備や学校安全への取組を継続し、子どもたちがいざという時に冷静に対処し危険を回避できるよう、安全・防災教育の推進を図ることが重要です。

また、学校教育施設の整備充実を図るとともに、子どもたちの美化意識を醸成し、美しく、学びやすい学校環境の整備に取り組みます。

① 就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進する

就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、教育基本法においてその重要性が規定されています。

子どもたちが生きる力を身につけ、たくましく心豊かに成長するために、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から、教科学習が中心の小学校の教育活動への滑らかな接続を目指すことが求められています。

【 施 策 】

◇ 就学前教育と小学校教育の円滑な接続

- 保・小連携型の研修を実施します。

② 学力向上の取組を推進する

子どもたちの「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の確かな学力の定着のための取組を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

【 施 策 】

◇ 子どもたちの習熟度や興味・関心などに応じた指導体制・指導方法の工夫改善

と基礎・基本の定着

- 朝の学習活動の徹底、教科担任制の積極的導入及び個に応じた指導や少人数分割指導等の推進に努めます。

◇ 学力向上プラン*の充実

- 義務教育学校9年間を見通した学力向上プランの取組を検証し、更なる学力の向上に向けて取組の改善を図ります。

◇「全国学力・学習状況調査」等各調査結果の分析・考察

- 教育委員会・香春思永館による結果の分析・考察が全教員で共有され、授業の工夫改善につながるよう取り組みます。

◇ 学力向上に向けた教員の指導力の向上と意識改革

- 学校現場のニーズをふまえ、課題解決のために先進的な取組を行っている実践者等を招聘した研修等を行い、教員の意欲を高め、指導力の向上につながるように努めます。
- ICT機器を活用した効果的な授業が実施できるよう、その研修及び設備・機器の整備・充実に努めます。

◇ 家庭における学習習慣定着

- 家庭学習の実態調査等をふまえ、学習習慣の定着率の向上を目指します。
- 保護者に香春思永館「家庭学習の手引き」の周知が図れるよう努めます。
- 地域学校協働活動で児童生徒を対象に放課後学習事業を実施し、家庭での学習習慣の定着に繋げます。

◇ 教職員の指導体制・労働環境の整備・充実

- 町雇用等の講師を配置し、課題のある児童生徒への対応や習熟度別分割指導等が効果的にすすめられるよう、その取組に努めます。
- 教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に努めます。

③ 体力の向上を推進する

体力は、子どもたちが将来、健康的でたくましく、充実した生活を送るための重要な要素です。そのため、義務教育9年間の身体活動を通して体力を身につけ、心身ともに健やかに成長していくための取組を推進します。また、学校における体育では、子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わい、運動に親しむ基礎作りを目指します。

【 施 策 】

◇ 体力向上プラン*をもとにした体力向上の取組

- ゲストティーチャー*を活用した保健体育の授業の充実が図れるよう取り組みます。
- 1校1取組（例：なわとび大会、持久走記録会等）を推進し、児童生徒の運動能力の向上が図れるよう取り組みます。
- 休み時間や放課後の外遊び等、学校の体育授業以外の時間で、運動に親しむことができるよう、体力アップシートや運動能力向上のためのワークシートを活用した取組を推進します。

写真掲載予定

持久走記録会

④ 食育を推進する

子どもたちが豊かな人間性と生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。児童生徒が食に関する正しい知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活を実現できるようになることなどを目指し、「香春町こども食育指針」のもと就学前から継続した取組を進めています。

【 施 策 】

◇ 幼児期における食育の推進

- 香春町子ども食育推進事業において食育の周知・啓発を図ります。

◇ 食育の推進と学校給食の充実

- 学校長の指導のもと栄養教諭*が中心となり学級担任等が連携し、食に関する年間指導計画の実践と評価を行います。
- 食育への理解を深める保護者等試食会を実施します。
- 米飯給食*を推進します。
- 道の駅かわらや関係機関と連携し、地産地消を推進します。
- 本町の学校給食について香春町公式ホームページ等で情報発信します。
- 香春町学校給食食物アレルギー疾患への対応マニュアルを基にした取組を推進します。

写真掲載予定

ふるさと香春秋まつり・子ども食育コーナー

⑤ 豊かな心や志を持ち、たくましく生きる心の教育を推進する

基本的生活習慣、規範意識、挨拶の習慣の確立やコミュニケーション能力の育成を通じて、子どもたちが自己肯定感、命を大切にする心や他人を思いやる心、郷土を愛する心を育むよう取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 道徳教育の充実

- 児童生徒のよりよい人間関係を構築し、道徳性を育むために体験活動や地域との連携を大切にした道徳教育の推進に努めます。
- 年間指導計画に基づき「特別の教科道徳」*の授業の充実が図れるよう取り組みます。
- 考え・議論する活動を通じて、多面的・多角的な見方・考え方を育成する道徳教育を推進します。

◇ 健やかな体の育成に関する取組の推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。
- 薬物乱用防止教室等の実施を通じて、規範意識の醸成を図ります。
- 家庭への啓発と連携による、基本的生活習慣の定着・確立を目指します。

◇ 実体験を重視した社会体験活動の推進

- 福岡県が提唱する「鍛(きた)ほめ福岡メソッド*」を推進します。
- 自然体験や集団宿泊体験の推進を図ります。

写真掲載予定

集団宿泊体験

◇ 生徒指導の充実

- 「発達支持的生徒指導*」の視点を踏まえた生徒指導の推進に取り組みます。
- 生徒指導と学習指導を一体化した授業づくりが推進されるよう取り組みます。

◇ 環境美化意識の醸成

- 清掃活動等による環境美化意識の醸成を目指します。
- 学校の特別活動等の時間を活用し、校舎内外の美化活動の推進を図ります。
- 地域での環境美化活動と児童生徒の活動が連携する取組を推進します。

⑥ 国際的コミュニケーション能力の育成を図る

国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、関係を構築するためのコミュニケーション能力を身につけて、様々な分野で国際社会の一員として活躍できる人材

を育成するための取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 外国語(英語)科・活動の充実

- 前期課程へのALT*派遣を継続し、コミュニケーション能力の育成等、外国語(英語)活動の充実を図ります。
- 県主催の外国語(英語)科・活動研修会等への積極的な参加を促進し、教員の指導力の向上に努めます。

◇ 国際交流活動の推進

- インターネットを活用したオンライン授業の充実を図り、海外の講師等との交流機会を計画的に設定します。
- 海外の学校等との国際交流を推進します。

写真掲載予定

外国語（英語）授業

⑦ 今日的な課題に対応する実践力を養う

社会の急速な変化に伴い、学校が取り組むべき課題は多様化・複雑化しています。そのような中で発生する今日的な課題に対して、子どもたちが主体的に判断し、行動することができる実践力を身につけるための取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 情報教育の推進

- 多種多様な情報手段の特性を理解し、適正に活用するため、有害情報に対応する情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成を目指した取組を推進します。
- 1人1台端末を活用し、情報活用能力の育成を図ります。
- プログラミング教材を活用し、論理的に思考し、課題を発見・解決していくためのプログラミング的思考の育成が図れるよう取り組みます。

写真掲載予定

タブレット端末を活用した授業

◇ キャリア教育の推進

- 児童生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を身に付けるため、座学及び体験活動を推進します。
- 地域企業等と連携し、目的意識をもって主体的に進路選択ができるようになるための学習や職場体験を推進します。

写真掲載予定

職業体験（キッザニア）

⑧ 信頼される学校づくりを推進する

信頼される学校になるためには、子どもたちが安心して学べる学校、子どもたちにとって魅力ある学校であることが必要です。そのために、学校が主体的に運営を改善するとともに、教職員としての使命感、専門的な知識・技能を高める取組を充実させます。

また、地域コミュニティの拠点として、開かれた学校づくりを通して、学校・家庭・地域との信頼関係が構築される地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）づくりの取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 信頼される教職員の育成

- 校長・副校長・教頭の資質・能力を高めます。
- 授業公開・授業研究等を通した校内研修を実施し、教員の授業力・指導力の向

上に努めます。

- 学校の実態・課題に応じた研修を通じて、教員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員の能力開発と教育活動・学校の活性化のため、教職員・保護者等による学校評価の充実が図れるよう取り組みます。
- 教職員の人権感覚を養う研修会への参加促進を図ります。
- 若年教職員の人材育成を進め、資質・能力の向上を図ります。

◇ コミュニティ・スクールの推進

- 学校運営協議会において、教育目標や学校運営方針等を保護者や地域と共有し、目標の実現に向け協働する「地域とともにある学校づくり」を目指します。

⑨ 人権・同和教育を推進する

香春町では、お互いの人権を尊重し、思いやりのある、やさしいまちづくりを推進するため、様々な取組を行っています。

今後も、義務教育をはじめ、あらゆる教育や様々な学習の場を通じて、人権・同和教育を推進します。そして、人権に関する知的理解と人権感覚を高め、自他の人権を擁護しようとする実践力を育成するための取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 各種計画に基づく施策の実施

- 「香春町人権施策基本方針に基づく実施計画」（平成18年3月策定）、「香春町男女共同参画基本計画」（平成31年4月策定）、「香春町人権・『同和』教育中長期計画第4次プラン」（令和7年3月策定）に基づき、事業の計画的実施を図ります。

⑩ 安全・防災教育を推進する

学校生活上起こりうるあらゆる事件・事故等に対する安全教育の推進とその評価を定期的に実施し、子どもたちの危険予測・危険回避能力の育成に努めます。

また、過去の災害の教訓を忘れることなく、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるよう、防災教育の徹底を図り、「自分の命は自分で守る」という意識の醸成を図ります。

【 施 策 】

◇ 安全・防災教育の充実

- 学校における教育活動での危険予測の理解と安全確保の促進を図ります。
- 火災に限らず様々な災害についての防災教育を実施し、危険予測・危険回避についての理解を深める取組を推進します。
- 授業中だけでなく、休憩時間や登下校を想定した避難訓練の取組を推進します。
- 交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーの習得や自転車の点検整備と正しい乗り方、運転者の義務と責任についての理解促進を図ります。

⑪ 安全・安心な教育環境づくりを推進する

香春町では、防火・防災体制の整備・推進に加え、子どもたちの安全を守る取組として、平成15年度に文部科学省の委嘱を受け、「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」を展開し、その後も継続して、地域ぐるみで学校、子どもたちを守る取組を実践しています。今後も学校・家庭・地域・関係機関との連携を図り、取組を推進します。

【 施 策 】

◇ 防犯、防火・防災体制の充実

- スクールガード・リーダー*、通学ガード及び学校安全ボランティアの連携による登下校時の見守り体制の充実を図ります。
- 学校安全ボランティアの広報周知による募集・充実に努めます。
- 不審者事案について、警察や学校警察連絡協議会と連携し、事案情報の周知を図るとともに、見守り体制の強化に努めます。
- 危機管理マニュアルの見直しと地域安全マップの再点検を行います。
- 学校安全年間指導計画に基づき、施設・設備の点検を定期的に実施します。
- 避難経路・避難場所を明記した学校安全マップを見直し、掲示・活用します。

写真掲載予定

香春思永館交差点での見守り

◇ 学校安全対策事業の推進

- 香春町地域ぐるみの学校安全推進事業を推進します。
- 保護者や学校安全ボランティア等の意見を反映した通学路における危険箇所について「香春町通学路交通安全プログラム*」に基づき、関係部署及び関係機関と現地点検や連携を実施し、PDCAサイクルに基づきながら通学路整備等を行い、安全確保に努めます。
- 町の防災行政無線を活用し、下校時等における「子ども見守り」放送を実施し、安全確保に努めます。
- 登下校時の見守りパトロールを実施します。
- 「子ども110番の家」の活用を推進します。
- 登下校時に合わせた散歩やウオーキングの呼びかけを行います。

◇ スクールバスの運行・管理

- 香春思永館に通学する児童・生徒の通学の用に供するためにスクールバス運

行を導入しています。安全運行を第一に、効率的且つ効果的なスクールバス運行体制の整備に努めます。

⑫ 学校教育施設の整備・充実

香春思永館の教育施設・設備の充実を図るとともに、既存の施設・設備の保全に取り組みます。

【 施 策 】

◇ 学校教育施設の整備・充実

- 香春町学校教育施設個別施設計画等に基づき、香春思永館、学校給食センターの施設・設備等の計画的な点検・評価を実施し、長寿命化のための整備充実を図ります。
- 学校遊具等の安全点検の計画的な実施に取り組みます。
- 修繕等が必要な箇所について速やかに適切な対応が図れるよう、学校と連携した連絡体制を維持します。
- 情報教育を推進するため、ICT環境を整備し運用するための取組を推進します。

〈基本的な方向性2〉
誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進

一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びを教育活動に取り入れていく必要があります。

相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備します。

① 特別支援教育*の充実を図る

インクルーシブ教育*の理念に基づき、障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その個性と可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育を推進します。また、すべての子どもたちが、同じ場で共に学ぶことで障がいへの理解を深め、共に生きる力を育み、多様性を認め合う教育を推進します。

【 施 策 】

◇ 管理職のリーダーシップによる特別支援教育の推進

- 特別支援教育推進委員会の充実と研修会を通じて、指導力の向上を図ります。
- 学校が作成した個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、保護者との連携に努め、活用の充実が図れるよう努めます。

◇ 障がいのある子が安心して学べる環境づくり

- 教育的配慮の必要な児童生徒を支援する特別支援教育支援員の配置に努めます。
- 香春町教育支援委員会を通じ、障がいのある児童生徒に寄り添う教育相談や支援体制の充実を図ります。
- 障害者差別解消法に基づき、「合理的配慮*の提供」に努めます。

② いじめ・不登校等への対応の充実を図る

自己を律し、いじめや差別を許さない強い心を培うための取組を推進するとともに、いじめや差別の未然防止・早期発見に努め、関係機関等と連携した効果的な取組を推進します。

不登校対策においては、初期の兆候を捉える早期アプローチと校内の居場所づくりを行い、学校・家庭・関係機関が連携し、一人一人に寄り添った多様な学びの機会の保障に努めます。

【 施 策 】

◇ いじめ・不登校等への対応の充実

- 学校の組織体制を強化し、いじめアンケート等を活用し、早期発見・早期対応・早期解消につながる取組の推進に努めます。
- スクールカウンセラーの年間を通した継続派遣やスクールソーシャルワーカーの

学校常駐により、教育相談体制の充実を図ります。

- 教育環境の改善を図るため、相談窓口や関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーを中心に子どもサポートの充実を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、規範意識の向上に努めます。
- 「香春町いじめ防止基本方針」の具体化に努めます。
- 学校に「登校サポート教室」を開設し、不登校児童生徒の学級復帰を支援します。
- 児童生徒や保護者の心のケア、及び教職員への専門的助言を行う、スクールカウンセラーの配置に努めます。
- 不登校傾向にある児童を支援するため、不登校児童支援員*の配置に努めます。

③ 教育の機会均等を確保する

就学困難な児童生徒への就学保障、スクールソーシャルワーカーの活用による支援や関係機関との連携による支援を行います。また、育英資金貸与事業及び給付型奨学金事業により就学支援の充実を図ります。

【 施 策 】

◇ 支援体制の整備・充実

- 就学困難な子どもたちを支援します。
- 香春町育英資金など就学支援事業の周知を図ります。

〈基本的な方向性3〉

地域全体で共に学び、子どもたちの成長を支える環境の整備

少子高齢化や人口減少、共働き世帯の一般化など、社会環境の大きな変化によって以前から家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。

他方では、子どもの教育は学校だけで担うものではなく、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、今後も各主体の適切な役割分担のもと、地域学校協働活動をはじめとする学校・家庭・地域の連携・協働した取組を進め、心豊かな子どもたちの育成を図ります。

① 地域学校協働活動を推進する

教職員の働き方改革を含め、学校現場が抱える様々な課題を解決するためには、学校だけではなく保護者や地域住民などの参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が必要不可欠です。

また、地域と学校との関わりを通して、地域住民が生きがいを持ち、子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを持ち、香春町の将来を担う人材を育てることも重要であり、地域と学校が連携・協働し、地域学校協働活動を推進します。

【 施 策 】

◇ 推進体制の充実

- 地域学校協働本部を組織し、学校の意見を反映しながら地域学校協働活動推進員を中心に活動の充実を図ります。
- 地域や保護者等への活動の周知や参加の働きかけを通じて、活動を支える協働活動サポーターの人材確保を図ります。

◇ 活動の推進・充実

- 4～6年生を対象に放課後学習「まなびの寺子屋」を実施し、児童の学習習慣の定着を図ります。
- 後期課程生徒を対象に放課後の香春思永館メディアセンターを開放し、生徒の学校での自習活動を支援します。
- 読書ボランティアによる前期課程での読み聞かせや地域人材を活用したメディアセンターの放課後開放を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。
- 地域の協力のもと農業体験や郷土学習など様々な体験活動に取り組み、子どもの郷土愛の涵養や非認知的能力の育成を図ります。
- 地域人材や地元大学生が運営する校内登校サポート教室を開設し、不登校児童生徒の学級復帰を支援します。

写真掲載予定

まなびの寺子屋　　たけのこ堀り

② 子どもたちの読書活動を推進する

子どもにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」です。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）

子どもたちがそれぞれの発達段階・個性に応じて読書習慣を身に付け、自主的な読書活動ができるよう環境の整備を推進します。

【 施 策 】

◇ 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

- ブックスタートキットの配布や香春町図書室主催の絵本の読み聞かせイベントなどを通じて、家庭における読み聞かせ習慣の定着など、子どもが乳幼児期から本に親しむ取組を進めます。
- 子育て支援部局と連携し、保育所や関連施設での絵本の読み聞かせの充実、支援に努めます。
- 香春思永館メディアセンターを拠点に読書ボランティアによる読み聞かせや読書に関するイベントを開催し、子どもたちの読書活動を推進します。
- 様々な取組を通じて読書ボランティアの活動の機会を提供し、読書ボランティアの育成、活性化を図ります。

◇ 読書環境の整備・充実

- 香春町図書室、香春思永館メディアセンターに図書司書を配置し、専門的な知見から子どもの発達段階に応じた書籍の選定、蔵書の計画的な充実を図ります。
- 研修や各種取組を通じて、図書司書や読書ボランティアのスキルアップを図ります。
- 図書業務システムを適切に維持・更新し、子どもたちが香春町町民センター図書室や香春思永館メディアセンターを利用しやすい環境を維持します。
- 児童生徒がタブレット端末を活用し、香春思永館メディアセンターの蔵書検索や県立図書館の蔵書を閲覧できる環境を整備します。
- 後期課程生徒が放課後に本の貸し借りができるよう、地域人材を活用して、香春思永館メディアセンターの放課後開放を行います。

◇ **子どもの読書活動に関する普及・啓発**

- 広報かわらや香春町公式ホームページ、学校配信アプリなどを活用し、香春町町民センター図書室や香春思永館メディアセンターの利用促進、子どもの読書活動に関する普及・啓発に努めます。
- ブックスタートキット配布やおはなしひろばなどの事業やイベントを通じて、家庭、保護者への子どもの読書活動に関する普及・啓発に努めます。

写真掲載予定

図書司書によるメディアセンターの説明

③ 郷土の伝統文化・文化財を継承する

香春町には、万葉集にも詠われているように長い歴史の中で、多くの伝統文化や文化財が存在します。それらを継承していくことで、先人の知恵・苦労・技術・生き方を学び、今を見つめ、郷土の発展へとつなぐことができます。

香春町では、香春思永館開校に合わせて「ふるさと学習」の教材を作成しました。

今後も子どもたちがふるさと香春を愛し、誇りに思えるよう、学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもたちに郷土の伝統文化や文化財の価値や意義を伝え、文化・芸能の体験や修得の機会を提供し、かつ、新しい文化の創造を推進していくことが必要です。

【 施 策 】

◇ **継承体制の整備・充実**

- 子どもたちに郷土の伝統文化・文化財・自然の大切さを伝え、関係行事等への参加を促進します。
- 香春思永館で使用している「ふるさと学習」教材の活用を促進するよう、 郷土の伝統文化や文化財にふれる機会の提供や整備に努めます。

写真掲載予定

縦割りふるさと学習

④ 家庭・地域の教育力の向上を支援する

教育基本法第10条に規定されているように、子どもたちの成長にとって、家庭教育は重要な役割を担っています。家庭において、保護者は子どもに愛情を注ぎ、生活のために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければなりません。今後も、家庭教育支援の充実を図ることが必要です。

また、子どもたちは地域での様々な活動の中で、心に響く体験を重ね、たくましく成長していきます。そのため、地域コミュニティの活性化やボランティア等大人との交流の場づくりを支援することが重要です。

【 施 策 】

◇ 家庭教育の支援

- 子育ての意義や家庭の役割について理解を深めるための啓発を行います。
- まなびの寺子屋や後期課程生徒の放課後学習を通じて、家庭学習の習慣付けの支援に取り組みます。

◇ 相談体制の充実

- 香春町子ども家庭センターを子育てに関する中核的な相談窓口とし、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携により児童虐待の防止・早期発見に努めます。

◇ 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働活動を通じて、学校だけでなく家庭・地域で子どもを育てる環境づくりとその定着に努めます。

〈基本的な方向性4〉
生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備

少子高齢化や人口減少、社会生活のデジタル化など、近年は社会環境が急速に変化しており、それに伴う社会的課題や住民のニーズも大きく変わってきています。

生涯学習・社会教育の分野では、これまでの様々な取組を大切にしながらも時代の変化や新たな住民ニーズにも対応し、全ての人々が生涯に渡って学び、考え、行動する力を身に付け、精神的な豊かさや生きがいを感じることができるウェルビーイングの向上、生涯学習社会の実現を目指します。

① 住民の生涯学習活動を支援する

香春町では、香春町町民センターをはじめとする社会教育施設・社会体育施設で町や関連団体が主催する各種事業や講座のほか、住民による様々なサークル活動やスポーツ活動が行われています。

今後も住民ニーズに応じた事業や講座を開催し、生涯学習の機会の提供に努め、住民による自主的な活動を支援するとともに、生涯学習の成果が社会に還元され、地域住民の生きがいづくりや地域課題の解決などに繋がるような事業の展開に努めます。また、生涯学習・社会教育の分野では、様々な団体が行政と深い関わりを持ちながら活動しており、生涯学習・社会教育の推進にはそうした団体との緊密な連携・協働が必要不可欠です。

【 施 策 】

◇ 生涯学習講座の開催

- 生涯学習講座を開設し、住民に生涯学習の場を提供します。
- 受講者アンケート等で住民ニーズを把握し、必要に応じて講座の見直しや拡充を検討します。

◇ 住民による自主的な活動の支援

- 施設使用料の減免や香春町文化連盟、スポーツクラブかわらなど各種団体との連携により、住民の自主的な生涯学習活動やサークル活動を支援します。

◇ 積極的な地域人材の活用

- 住民が生涯学習の成果を社会に還元できるよう各種事業を通じて積極的に地域人材を活用し、住民の生きがいづくりや活躍の場を提供するとともに、学校や地域課題の解決に活かされるように努めます。

◇ 各種団体との連携

- 生涯学習・社会教育の推進を図るため、各種団体とのより一層の連携・協働に努めます。

② ボランティア活動を支援する

香春町では、里山の保全や手話、子ども食堂の運営など様々な団体や個人による

ボランティア活動が活発に行われています。また、近年では地域学校協働活動をはじめとする様々な分野で有償ボランティアも活躍しています。

こうしたボランティア活動は、地域や行政、学校等が抱える様々な課題を解決するための補完的役割を担っていることから、町としてボランティア活動の支援に努めます。

【 施 策 】

◇ ボランティア活動の支援

- 香春町ボランティア連絡協議会を通じて、活動状況の把握や活動支援に取り組みます。

◇ 活躍の場の提供と人材発掘・人材育成

- 地域学校協働活動など、生涯学習・社会教育の様々な事業を通じて有償ボランティアが活躍できる場を提供し、そうした活動を通して人材発掘や人材育成に努めます。

③ 施設の維持管理と利用促進を図る

香春町町民センターをはじめとする社会教育施設・社会体育施設は、生涯学習や社会教育活動の拠点であり、その活動が途切れることがないよう適切に維持管理を行い、利用促進に努めます。

【 施 策 】

◇ 施設の維持管理・利用促進

- 住民の生涯学習活動の拠点となる社会教育施設・社会体育施設の適切かつ計画的な維持管理に努めるとともに、広報かわらや香春町公式ホームページを活用し、施設の利用促進を図ります。

④ 地区公民館活動を支援する

地区公民館は、古くから地域の話し合いやレクリエーション活動などの様々な活動が行われる住民にとって最も身近な地域コミュニティの拠点であり、近年では災害時の一時避難場所や健康教室など幅広い用途で活用されています。

一方で少子・高齢化や人口減少の影響により地区公民館の運営や活動が難しくなってきており、今後もその傾向が続くものと想定されます。地区公民館が地域の重要な拠点、財産であることを再認識し、地区公民館活動の支援に取り組みます。

【 施 策 】

◇ 地区公民館の支援

- 地区公民館活動助成金や公民館三役助成金により地区公民館の活動やそれを担う地区公民館役員を支援します。
- 新築・改修補助や空調設置助成などにより、活動の拠点となる地区公民館の建物の整備を支援します。
- 香春町地区公民館連絡協議会*と連携し、親善スポーツ大会など地区公民館の交流や活動の機会を提供します。

- 地区公民館の現状や課題、ニーズを把握し、施策の見直し等に取り組みます。
- 香春町地区公民館連絡協議会や公民館長の研修会等への参加を促し、地域コミュニティを支える人材の発掘や育成に努めます。

写真掲載予定

地区公民館親善グラウンドゴルフ大会

⑤ 青少年の育成を推進する

社会の急激な変化やデジタル化の進展、少子高齢化、核家族化に加え、地域コミュニティの希薄化により、子どもたちの身近な体験の機会が減少しています。また、地域活動の担い手不足等により、子どもたちが社会の中で多様な人々と触れ合う場が失われつつあることが課題となっています。

そのため、家庭の教育力の向上を支えるとともに、地域における社会教育の充実や、学校教育と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びと体験を保障します。

また、子どもたちの自主性を尊重し、地域全体で子どもを育む、青少年育成町民会議や子ども会育成会については、その活動の価値を大切に守りながら、将来を見据えた組織の在り方を見直し、負担の軽減を図るなど、より柔軟で持続可能な一体的推進体制の構築を目指します。

【 施 策 】

◇ 学社連携・融合*による体験活動の充実

- 町内児童を対象に、地域住民を講師として招聘した体験型の地域こども教室を実施します。
- 保育園や学校と連携し、地域資源である文化施設を活用した芸術鑑賞や体験活動を行い、子どもたちが多様な文化に触れ親しむ心を育みます。

◇ 各種地域団体との連携・推進

- 地域で活動している各種団体と連携し、大人が子どもたちの健全育成に関心を持ち、積極的に関わっていくための体制づくりと啓発を推進します。
- 香春町青少年育成町民会議や子ども会育成会の組織のあり方や事業の見直しと検討を進めます。
- 子どもの少ない地域の体験機会の不均衡を解消するため、すべての子どもが等しく豊かな学びと体験を享受できる環境を整備します。

- 公民館施策との連携を推進します。

◇ ジュニアスポーツの振興

- 総合型地域スポーツクラブ*であるスポーツクラブかわらのジュニアスポーツ教室の活動を支援します。
- 地域団体と連携し、児童がスポーツに親しめるイベントや大会を開催します。

◇ 部活動地域展開の推進

- 学校と地域との連携・協働により、児童生徒の活動の場を整備します。
- 地域クラブの認定を進め、地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、多様なニーズにあった活動機会の充実に取り組みます。

◇ 有害情報の管理

- 国や県と連携し、有害図書等の排除など環境浄化や保護者等への啓発活動を推進します。
- 地域団体と連携し、見回り活動を実施します。

◇ 人材の育成

- 大人が青少年育成活動に参加するきっかけや機会を提供する仕組みを検討し、また、その人材を育成することで、持続可能な青少年健全育成の体制づくりを推進します。

◇ 県事業との連携推進

- 福岡県が主催する青少年育成事業との連携を推進します。

写真掲載予定

地域子ども教室（フラダンス）　　町民ホール芸術文化事業

⑥ 読書活動を推進する

人は読書によって視野を広げ、知的好奇心を高め、豊かな想像力を培うことで、人生をより深く、豊かに生きる力を身に付けることができます。

香春町図書室、香春思永館メディアセンターを拠点として、子どもから大人まで誰もが生涯にわたり読書に親しむことができるよう、住民の読書活動を推進します。

【 施 策 】

◇ 香春町図書室の充実

- 蔵書の計画的充実を図ります。
- 図書司書の配置と研修等を通じた資質向上により、利用者のニーズに応じた図書の選定や資料の提供・収集、レファレンス*などのサービスの維持、向上に努め

ます。

- 県立図書館や近隣市町村の公立図書館と連携した相互貸借などのサービスの周知を図り、住民に幅広い読書機会を提供します。

◇ 人材の育成

- 地域学校協働活動や読書に関するイベントなど読書ボランティアの活躍の場を提供し、活動を通じて読書ボランティアの育成に努めます。

⑦ 伝統文化の保存・文化財の整備とその活用を推進する

香春町は、古くは都から大宰府に向かう官道が通る宿駅として栄え、戦国時代は城下町として、また、江戸時代には複数の街道が交差する交通の要衝、香春宿として繁栄しました。そして、近代では、田川郡役所等の官公署や金融機関が軒を連ねるなど、田川市郡の政治・経済等の中心地として栄え、貴重な伝統文化や文化財が数多く残っています。こうした郷土の歴史・文化を知り、次世代へ引き継いでいくことは、子どもたちが様々な体験を重ね、心豊かにたくましく育ち、そして、生涯学習社会を支えるために重要です。

そのためには今後も、「香春町歴史資料館」を拠点として、伝統文化・文化財の保存・紹介を行い、また、町内に点在する文化財を整備・活用しながら、情報発信していく必要があります。

【 施 策 】

◇ 香春町歴史資料館の充実と地域文化の活用

- 歴史資料館の常設展や特別企画展、講演会等を開催し、歴史文化を次代へ継承する拠点として、その機能の充実と活用促進を図ります。
- 文化財や伝統文化を紹介するパンフレットや案内看板等の整備を推進します。

◇ 保存・整備の推進

- 福岡県指定無形民俗文化財である古宮八幡神幸祭や香春盆踊り等貴重な伝統文化や現在見直されている炭坑遺産等の文化財の記録保存や資料収集を図ります。
- 文化財の調査・保存・整備に努めます。

◇ 人材の育成

- 文化財ボランティアの発掘・育成・活用を推進します。

写真掲載予定

香春町歴史資料館　特別企画展と講演会

⑧ 文化・芸術の振興を図る

文化・芸術は、日々の暮らしに潤いと彩りを与え、人々に生きる力と心のゆとりをもたらします。特に、子どもたちが幼少期から芸術に親しみ感性を育むことは、豊かな人間性を養い、未来の可能性を広げるために欠かせないものです。

本町は、万葉集に七首詠まれるなど、長い歴史と文化が息づく地です。この誇り高き地域資源を大切に守り、次代へとつないでいくため、香春町文化連盟等の団体と連携し、短歌などの伝統文化を深めるとともに、誰もが文化・芸術に親しめる環境を整備します。

今後も、住民が日常の中で文化・芸術に触れる機会を大切にし、それらを通じて一人一人が自分らしく、心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

【 施 策 】

◇ 関係団体との連携推進

- 香春町文化連盟と連携し、「令和万葉の集い」の開催や「ふるさと香春秋まつり」における作品展示等各種行事の開催に努めます。

◇ 文化・芸術への意識高揚

- 香春町町民センターホールを活用した観劇会や音楽会等を継続実施します。
- 「芸術文化であい事業」を継続実施します。
- ふるさと香春夏まつり盆踊り大会、ふるさと香春秋まつり等の振興を通じて、新しい文化を築く活動を推進します。

写真掲載予定

令和万葉の集い

写真掲載予定

ふるさと香春秋まつりでの作品展示

⑨ 地域スポーツを推進する

スポーツは、心身の健康を増進するだけでなく、人々に達成感や生きがいをもたらし、明るく活力ある地域社会を形成する重要な力となります。

今後、少子高齢化やライフスタイルの変化を見据え、関係団体との連携を深めながら、誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、自分に合ったスタイルでスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

また、運動・スポーツに親しむ機会を幅広く提供することで、住民の健康寿命の延伸を支え、地域全体でスポーツを楽しみ、支え合う文化の醸成を推進します。

【 施 策 】

◇ 関係団体との連携推進

- スポーツクラブかわらやスポーツ推進員*と連携・協力し、地域スポーツを推進します。

◇ 誰もがスポーツに関わることができる機会の創出

- 地域の交流を促進するスポーツ大会を開催し、スポーツを通じて住民同士の絆を深めるとともに、生涯を通じて運動に親しむきっかけづくりに努めます。
- 年齢・性別・体力差に関係なく、気軽に楽しめるニュースポーツの普及をはじめ、各種スポーツの振興を図ります。
- 香春町総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、地域スポーツの振興を図ります。
- 地域での交流促進や連帯感の醸成、健康・体力向上の推進のため、ニュースポーツ用品等の貸し出しを実施します。

◇ 人材の育成

- 多様化するスポーツ活動に対応できるよう、指導者向けの研修会等を開催し、指導者の育成・確保を図ります。

写真掲載予定

かわらスポーツフェスタ

第５章 計画の推進

１ 計画の周知・情報発信

本計画を推進するため、計画に掲げた基本理念や目標などが教育関係者や保護者をはじめ町民に幅広く理解されるよう、広報誌や香春町公式ホームページなどを活用しながら内容の周知に努めるとともに、様々な機会を捉えて対外的な情報発信に努めます。

２ 連携・協働による計画の推進

本計画の実現に向けては、学校・家庭・地域・行政（教育委員会・町長部局）が一体となって、連携して本計画を推進します。

また、関係機関、各種団体、ボランティア・NPOなど、子育て・福祉・文化芸術・スポーツなど各分野における多様な主体との協働により、地域社会全体で教育に取り組む環境づくりを進めます。

３ 進捗状況の点検・評価

本計画を実効性のあるものとするために、「企画（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善（Action）」というPDCAに基づく各施策・事業等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の各施策・事業等の推進に役立てていく必要があります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき毎年実施する教育に関する事務執行状況の点検・評価により、本計画の進捗を管理・公表し、その上で、必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、更なる施策の充実に取り組みます。

なお、今後、社会経済情勢、教育を取り巻く環境の変化等に伴い、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

用語解説（50音順）

あ行

○ インクルーシブ教育（P.27）

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが「可能な限り共に学ぶ」仕組みです。お互いの違いを認め合い、誰もが生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指しています。

○ 栄養教諭（P.20）

児童生徒が栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけ、将来にわたって健康に生活していくことができるよう、児童生徒への食に関する指導（学校における食育）の推進と学校給食の管理に中核的な役割を担う正規教員であり、栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種）を有しています。平成17年度から制度化されました。

か行

○ 学社連携・融合（学社連携事業）（P.10、35）

学校教育と社会教育が相互に協力し、一体となって、子どもたちの育成や地域の教育力向上を目指す取組のことです。

○ 学力向上プラン（P.19）

学校が年度当初に作成する教育指導計画書の中で、学力向上のためにどのように取り組んでいくのかを定めた実践計画のことを指します。

○ 鍛ほめ福岡メソッド（P.21）

「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法です。子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質の育成を目指しています。

○ GIGAスクール構想（P.4）

文部科学省が推進する「全国の小・中高校などの児童生徒に一人一台の学習用端末（パソコンやタブレット）と「高速・大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備する国

家プロジェクトのことです。

○ **芸術文化であい事業**（P.11）
香春町と提携している文化ホール、博物館、美術館等において開催される芸術文化事業の入場料等の一定額を補助する制度です。

○ **ゲストティーチャー**（P.19）
小中学校の授業やクラブ活動に招かれる民間人講師のことを指します。

○ **子ども会育成会連絡協議会**（P.10）
地域での単位子ども会と行政区の育成会とが連携し、子どもの体験の機会の創出や子どもたちの活動を支援する町民組織のことです。

○ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**（P.3）
学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことです。

○ **合理的配慮**（P.27）
特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談・申し出に応じ、他の児童生徒と平等に教育を受けるために、学校や設置者が過度な負担がない範囲で必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

さ行

○ **スクールカウンセラー**（P.11）
児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者のことを指します。いじめや不登校、暴力行為等問題行動の未然防止や早期発見・解決などのため、心の専門家として、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教職員へのサポートを行います。

○ **スクールガード・リーダー**（P.25）
学校や通学路における児童生徒の安全を確保するため、警察官 OB・OG や教員 OB・OG などの防犯・交通安全の専門家として、教育委員会から委嘱された指導員のことです。

○ **スクールソーシャルワーカー**（P.8）

学校において、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者のことを指します。子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を子どもの側から、学校・家庭・地域の環境などにも注目し、それらの関係の中から解決しようとするものです。

○ **スポーツ推進員**（P.39）

地域におけるスポーツ活動の推進役として、住民に対するスポーツの実技指導や助言、スポーツ行事への協力などを行い、スポーツに親しめる環境づくりを担う人のことです。

○ **青少年育成町民会議**（P.10）

将来を担う子どもたちの健全な育成を目指し、住民や関係団体が一体となって取り組む町民運動の推進組織です。

○ **全国学力・学習状況調査**（P.4）

平成19年度から文部科学省が毎年、小学校6年生、中学校3年生を対象として実施している調査であり、目的と調査内容は次のとおりです。

なお、平成24年度から理科が、平成31年度（令和元年度）から英語が追加され、3年に1度実施されています。

また、令和5年度に中学校英語の「話すこと」、令和7年度に中学校「理科」、令和8年度に中学校英語の「読む・書く・聞く」を含めた4技能すべての試験方法がオンライン化（CBT）されています。

目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

調査内容

① 教科に関する調査（国語、算数・数学ごとに、平成31年度（令和元年度）からは「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式で実施）

② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒及び学校に対するもの）

○ **全国体力・運動能力、運動習慣等調査**（P.4）

平成20年度から文部科学省が毎年、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査であり、目的と調査内容は次のとおりです。

目的

- 子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することで、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

調査内容

① 小学校8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ）
② 中学校8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ ※持久走か20mシャトルランはどちらかを選択）
③ 児童生徒質問紙調査（運動習慣、生活習慣、食習慣等に関するもの）
④ 学校質問紙調査（子どもの体力向上に係る地域・家庭等との連携及び特別活動等に関するもの）

○ **総合型地域スポーツクラブ**（P.11）

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、地域住民によって自主・自立的に運営されるスポーツクラブです。このクラブは、複数のスポーツが楽しめる「多種目」、子どもから高齢者までが参加できる「多世代」、健康づくりから競技力向上まで目的に応じる「多志向」の3つを兼ね備えている点が最大の特徴です。

た行

○ **体力向上プラン**（P.19）

学校が年度当初に作成する教育指導計画書の中で、体力向上のためにどのように取り組んでいくのかを定めた実践計画のことを指します。

○ **田川郡社会教育振興協議会**（P.9）

生涯学習・社会教育の分野で、職員の資質向上や情報交換、広域的な啓発事業を行うため、田川郡内町村の生涯学習・社会教育部局で組織する団体です。

○ **地域学校協働活動**（P.5）

地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

○ **地域コミュニティ**（P.１）

地域住民が生活している場所において、労働、教育、スポーツ、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

○ **地区公民館連絡協議会**（P.34）

地区公民館の相互の交流、連携を図るため町内の地区公民館で組織する団体です。

○ **通学路交通安全プログラム**（P.25）

児童生徒が安全に登下校できるようにするため、教育委員会、学校、道路管理者、警察等の関係機関が連携して継続的な対策を講じるための計画・仕組みのことです。

○ **特別支援教育**（P.7）

障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを指します。平成19年4月から学校教育法に位置づけられました。同法の規定により、小中学校等には、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がいと情緒障がいのある児童生徒を対象として、特別支援学級を設置することができます。

○ **特別支援教育コーディネーター**（P.7）

学校内で特別支援教育をスムーズに進めるための中心的な役割を担う教員です。平成19年4月に改正学校教育法が施行されて以降、すべての公立小・中・高校などに配置されました。担任一人に負担を集中させず、学校全体、さらには保護者や外部機関と連携して子どもを支えるための「架け橋」となっています。

○ **特別の教科道徳**（P.21）

いじめ問題への対応や規範意識の醸成などを背景に、これまでの「道徳の時間」から格上げされ、平成 30 年度（中学校は令和元年度）から全面実施された教科です。検定教科書を使用し、従来の教え込みではなく、多様な価値観について児童生徒が主体的に「考え、議論する」授業への転換を図っています。

は行

○ **発達指示的生徒指導**（P.21）

問題行動が起きてから対応する「対処的生徒指導」に対し、全ての児童生徒を対象に一人一人の資質・能力や個性を伸ばし、自己実現を促すための生徒指導です。日頃

の授業や集団活動を通じて、自尊感情や自己肯定感を高め、健やかな発達を支える指導のことです。

○ **不登校児童支援員**（P.5）
福岡県教育委員会の「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を活用し、小学校段階における不登校の兆候をいち早く捉え、早期に対応することで不登校児童数を減少させることを目的としています。学校現場において不登校傾向にある児童への学習支援・教育相談・校内連携の役割を担っています。

○ **部活動の地域展開**（P.4）
少子化が進む中で、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、地域全体で支える仕組みへと展開する取組~~み~~のことです。

○ **ブックスタートキット配布**（P.9）
乳幼児世帯に町保健師が訪問する際に、保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせセットをプレゼントし、家庭における読書や読み聞かせの習慣付けを促す取組です。

○ **文化連盟**（P.9）
文化活動を行う団体やサークル、個人などが連携し、地域の文化振興や芸術活動の発展を目的として組織される団体のことです。

○ **米飯給食**（P.20）
学校給食で米飯を主食とすることです。

ら行

○ **レファレンス**（P.46）
図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務です。

英字

○ ALT（P.22）
Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。教員と協力してティーム・

ティーチング（協同授業）等を行う外国人のことを指します。

○ **BANI**（はじめに）

「Brittle：脆さ」、「Anxious：不安」、「Non-linear：非線形」、「Incomprehensible：不可解」の４つの単語の頭文字をとった造語のことです。

○ **SNS**（P.5）

Social Networking Service の略。人と人とのつながりをサポートする、会員制のコミュニティ型のウェブサイトのことです。

○ **VUCA**（はじめに）

「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の４つの単語の頭文字をとった造語のことです。

資料編

１　基礎データ

① 香春思永館の児童生徒数及び今後の推移

○　香春思永館の児童生徒数

資料：香春町教育委員会教育課調べ

区分	学校数	在籍者数（人）
義務教育学校（前期）	1	438
義務教育学校（後期）		253
合計	1	691

○　香春思永館児童生徒数の推移

現在調整中です。

② 香春町の指定文化財一覧（令和8年4月1日現在）

資料：香春町教育委員会教育課調べ

指定名称	指定種別	備考	所在地	時代
1.勾金陵墓（河内王陵墓）	一等参考地	宮内庁	香春町鏡山	白鳳時代
2.太刀銘備前國長船義景（資料なし）	工芸	国指定	香春町（個人蔵）	鎌倉時代
3.神宮院の大銀杏	天然	県指定	香春町殿町	樹齢約850年
4.石割枇杷	天然	県指定	香春町殿町	樹齢120年
5.元光願寺の大樟	天然	県指定	香春町山下町	樹齢約850年
6.一ノ岳のバクチの木	天然	県指定	香春町殿町	樹齢500年以上
7.清祀殿跡	史跡	県指定	香春町長光	平安時代
8.古宮八幡神社 神幸行事	無形民俗	県指定	香春町採銅所	江戸時代
9.香春小学校校門（香春藩庁門）	建造物	町指定	香春町山下町	江戸時代
10.鈴・翁面・烏帽子・鏃	有形民俗	町指定	香春町宮尾1	室町時代
11.十一面観音立像	彫刻	町指定	香春町殿町	室町時代
12.バクチの木	天然	町指定	香春町殿町	樹齢不明
13.細川幽斎公菩提之塔	史跡	町指定	香春町殿町	江戸初期
14.梵字石	史跡	町指定	香春町殿町	平安時代
15.護摩石	史跡	町指定	香春町殿町	平安時代
16.座禅石	史跡	町指定	香春町殿町	奈良時代
17.香春盆踊り	無形民俗	町指定	上香春公民館	創始時期不明
18.大岩弘法院磨崖仏	史跡	町指定	香春町五徳	江戸時代
19.古宮八幡神社御神体	彫刻	町指定	香春町歴史資料館	室町時代
20.硯寺観音堂薬師如来立像	彫刻	町指定	香春町歴史資料館	室町時代
21.宮原遺跡出土青銅鏡	考古資料	県指定	香春町歴史資料館	弥生時代後期～
22.長畑古墳出土耳飾	考古資料	町指定	香春町歴史資料館	古墳時代
23.香春神社文書・曼荼羅	古文書	町指定	香春町新町	鎌倉～江戸時代
24.呉中平雪穴	建造物	町指定	香春町呉	明治20年代
25.西念寺山門	建造物	町指定	香春町山下町	明治42年
26.採銅所駅舎	建造物	町指定	香春町採銅所	大正4年
27.鏡山火薬庫	史跡	町指定	香春町鏡山	幕末～明治初期
28.香春神社本殿・拝殿・東回廊・石垣	建造物	町指定	香春町新町	江戸後期
29.呉川眼鏡橋	建造物	国登録	香春町呉	明治19年
30.仲哀隧道	建造物	国登録	香春町呉	明治22年

香春町公式ホームページ
（香春町の指定文化財を紹介）

③ 香春町が詠まれた万葉集の短歌

⑦

豊国の香春は我家(わぎへ)紐の児に
いつがり居れば香春は我家(わぎへ)

(巻九1767)

抜気大首



香春 須佐神社 境内

愛する、紐児が側にいると心が和み、旅の苦労も忘れ、まるで我が家に居るような心地がする。

⑦

豊国の鏡の山の石戸立て
隠りにけらし待てど来まさず

(巻三418)

手持女王



鏡山 鏡ケ池 入口付近

河内王は豊国の鏡山のお墓に石戸を立ててこもってしまわれたらしい。いくら待ってももう帰っては来られない。

⑦

梓弓引き豊国の鏡山
見ず久ならば恋しけむかも

(巻三311)

按作村主益人



鏡山大神社 参道 鳥居側

毎日見ている豊国の鏡山も久しく見ないでいたら恋しくなることであろう。

⑦

石上布留の早稲田の穂にはいでず
心のうちに恋ふるこの頃

(巻九1768)

抜気大首



鏡山 石鍋口

あなたへの想いは顔色に表わさないが、心のうちで恋しく思っているこの頃である。

⑦

石戸破る手力もがも手弱き
女にしあれば術の知らなく

(巻三419)

手持女王



勾金陵墓参考地（河内王）側

み墓の石の戸を破り河内王を呼び戻したいが、か弱い女であるので、その術がない。

⑦

斯くのみし恋ひし渡ればたまきはる
命もわれは惜しけくもなし

(巻九1769)

抜気大首



呉 眼鏡橋横

これだけ恋しく想い続けているので、苦しくてならない。こんな苦しい想いをするくらいなら私は命も惜しいことはない。

⑦

王の親魄逢へや豊国の
鏡の山を宮とさだむる

(巻三417)

手持女王



鏡山 伽藍松 前

なつかしいあなたの御心によほど叶ったのだろうか。あの遠い豊国の鏡の山を墓所と定めなさったのは。

抜気大首

大宰府の役人になり香春の駅家に泊ったのか、香春の郡家の役人になったのか詳細は不明。

按作村主益人

「村主」は渡来系の人、豊前から都に赴いた下級官吏という説あり。詳細は不明。

河内王

689年、太宰帥として九州に赴任した皇族。

手持女王

河内王の妻という説あり。詳細は不明。

２　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価

香春町教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条の定めに基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行っています。

この点検及び評価は毎年度の教育施策の推進状況に関し、学識経験者の知見や視点を活用して行うものであり、効果的、効率的な教育行政を推進し、その推進状況について町民に対して説明責任を果たすこと、そしてこの点検及び評価の結果を踏まえ、教育施策を充実させることを目的としています。

また、教育委員会は、この結果を議会に報告するとともに、公表しています。

１　教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

（１）教育委員会の位置づけ

香春町教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、町長から独立した行政委員会として位置づけられ、本町教育行政の重要事項や教育施策は、町長が議会の同意を得て任命した教育長、及び４名の委員で構成する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に教育委員会事務局が具体的な事務を執行しています。

（２）教育委員会の所管事務

香春町教育委員会は、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。

（３）教育長、委員の職務

教育長は委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育長、及び委員が出席する教育委員会会議では、教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項を審議しています。また、そのための学校訪問や視察、教育関係等行事への出席や挨拶、意見・要望等の聴取、及び市町村教育委員協議会への出席等を行っています。

（４）教育長、委員の任期

任期は、教育長は３年、教育委員は４年で、再任されることができます。

主な活動

（１）教育委員会会議の実施

定例教育委員会・臨時教育委員会

（議事内容）

・条例、規則及び規定等の制定、改廃に関すること

・教育行政の基本方針・重点施策に関すること

・学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること
・保健、安全等に関すること
・その他

（２）教育委員会以外の活動状況

①教育委員会主催行事への出席

・町内教職員研修会、地域ぐるみの学校安全推進委員会等

②学校行事等への出席

・入学式、卒業式、運動会等
・定例学校訪問
・挨拶運動等への参加

③福岡県、教育事務所管内、田川市郡の教育委員協議会等への出席

④町内社会教育関係団体主催行事への参加

・少年の主張大会等への出席

⑤町の各種審議会委員として

・香春町行政改革推進委員会への出席

（３）研修

教育先進地視察等

２　点検評価の対象及び評価基準等

（１）点検評価の対象

香春町教育施策の推進状況の点検及び評価については、香春町教育振興基本計画に掲げた４つの基本方針ごとに行い、その主要施策さらには個別の施策について点検及び評価を行います。

（２）評価の基準

○　評価の基準は、次の４段階とします。

A　取組が優れており、期待以上の成果が上がっている。
B　十分な成果が上がっている。
C　一定の成果が上がっており、取組を強化する必要がある。
D　見直し、または改善が必要である。

○　評価に当たっては予算や事業への参加者、会議の回数等をできるだけ数値化し、昨年度との比較等で総合的に判断します。

（３）点検及び評価における外部の知見及び視点の活用について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項において、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」となっています。このことから本町では「香春町教育委員会評価委員会設置要綱」を制定し、その第２条において「評価委員会は、教育委員会が行う教育活動の執行状況について外部の知見及び視点を活用して評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。」としています。

教育委員会が行う教育施策の推進状況の点検及び評価は自己評価となるため、評価委員会の評価及び意見等を活用し、評価することでその客観性を高めています。

また、同要綱第３条において「評価委員会は、教育委員会が委嘱する３人の委員をもって組織し、学識経験者１人、教職員１人、保護者代表１人とする。」と定めています。

（４）点検及び評価の基準

○　教育委員会事務局によって作成された資料をもとに、教育委員会において点検及び評価を行います。

○　自己評価における評価及び評価理由等を参考にしながら、評価委員会において教育施策に各項目の推進状況について点検及び評価を行うとともに、意見等を総評にまとめます。

○　教育委員会において、評価委員会の審議経過や評価及び総評をもとに再度評価し直し、報告書を作成します。

香春町教育委員会評価委員会設置要綱

（平成 25 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）

（設置）

第 1 条　香春町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条第 1 項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり，同条第 2 項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため，香春町教育委員会評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条　評価委員会は，教育委員会が行う教育活動の執行状況について外部の知見及び視点を活用して評価を行い，教育委員会に評価結果を報告する。

（組織）

第 3 条　評価委員会は，教育委員会が委嘱する 3 人の委員をもつて組織し，学識経験者 1 人，教職員代表 1 人，保護者代表 1 人とする。

（任期）

第 4 条　委員の任期は，教育委員会が委嘱した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　評価委員会に，委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は，委員の互選により定める。

3　副委員長は，委員長の指名により定める。

4　委員長は，会務を総理し，評価委員会を代表する。

5　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　評価委員会の会議は，委員長が招集し，その会議の議長となる。

2　評価委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3　委員長が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させて，意見を聴き，又は必要な資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条　評価委員会の庶務は，教育課学校教育係において処理する。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか，評価委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が評価委員会に諮つて定める。

附　則　この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

3　香春町教育振興基本計画策定委員会に関する規則・策定委員

（平成 22 年 5 月 7 日教委規則第 1 号）

(設置及び目的)
第 1 条　この規則は，教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき香春町教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)に関する事項について必要な調査及び審議を行うために香春町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置き，策定委員会の設置，組織及び運営に関する事項を定める。

(組織)
第 2 条　策定委員会は,委員 10 名以内で組織する。
2　委員は，次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　香春町教育長　1 名
(2)　香春町教育委員　4 名
(3)　香春町議会議員　1 名
(4)　香春思永館前期管理職　1 名
(5)　香春思永館後期管理職　1 名
(6)　学識経験者　1 名
(7)　香春町教育委員会指導主事　1 名

(委員の任期)
第 3 条　委員の任期は基本計画の策定までとする。
2　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)
第 4 条　策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。
2　委員長及び副委員長は，委員の互選によつて定める。
3　委員長は，策定委員会の会務を総理する。
4　副委員長は，委員長を補佐し，委員長の事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)
第 5 条　策定委員会の会議は,委員長が召集する。
2　策定委員会の会議は，委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　委員会の議事は出席委員の過半数で決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)
第 6 条　策定委員会の庶務は，香春町教育委員会教育課で処理する。

(その他)
第 7 条　この規則で定めるもののほか，策定委員会の運営に関する事項は，委員長が策定委員会に諮つて定める。

附　則　この規則は，公布の日から施行する。

策定委員会委員

（50 音順・敬称略）

役　職	氏　　名	選出団体等
委　員	相　緒　英　樹	教育委員会 指導主事
委　員	荒　尾　和　幸	後期管理職
委　員	岩　奥　正　一	教育長
副委員長	角　銅　　博	教育委員
委　員	白　石　俊　幸	教育委員
委員長	菅　原　航　平	学識経験者
委　員	宮　成　　努	前期管理職
委　員	宮　原　絵　理	教育委員
委　員	山　岡　　徹	議会議員
委　員	山　本　知　子	教育委員

事　務　局

役　　職	氏　　名
教育課長	加々見　廣　之
教育課課長補佐	江　藤　　敏
学校教育係長	中　山　真　弓
学校管理係長	奥　本　光　康
生涯学習係長	瓜　生　竜　也
社会教育係長	村　上　有　希
給食センター係長	椎　葉　隆　博
教育委員会指導主事	小正路　淑　泰

育てよう！
たくましく 未来へ羽ばたく
香春っ子

－香春町教育大綱－
－第4期香春町教育振興基本計画－

令和9年3月

■編集・発行　福岡県香春町教育委員会
〒822-1403
福岡県田川郡香春町大字高野 987-1
TEL：0947-32-8409、8410
FAX：0947-32-2513
https://www.town.kawara.fukuoka.jp/

表紙写真：香春思永館



育てよう！
たくましく 未来へ羽ばたく
香春っ子

－香春町教育大綱－
－第4期香春町教育振興基本計画－